

紫波町地域公共交通会議の任意団体への移行について

これまで紫波町においては、町の附属機関として町要綱に基づく「紫波町地域公共交通会議」を設置していましたが、今後、町の附属機関から独立した任意団体へ移行したいと考えています。

これは国の補助金交付要綱（地域公共交通確保維持改善事業費補助金）の改正に準じて必要となるもので、全国の自治体においても同様の手続きが進められています。

現行の「紫波町地域公共交通会議」は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（以下「活性化再生法」という。）及び道路運送法の規定に基づく、1つの会議体に両者の機能を併せ持つ「二法協議会」として設置していますが、任意団体への移行後においてもこの位置づけは変わりません。

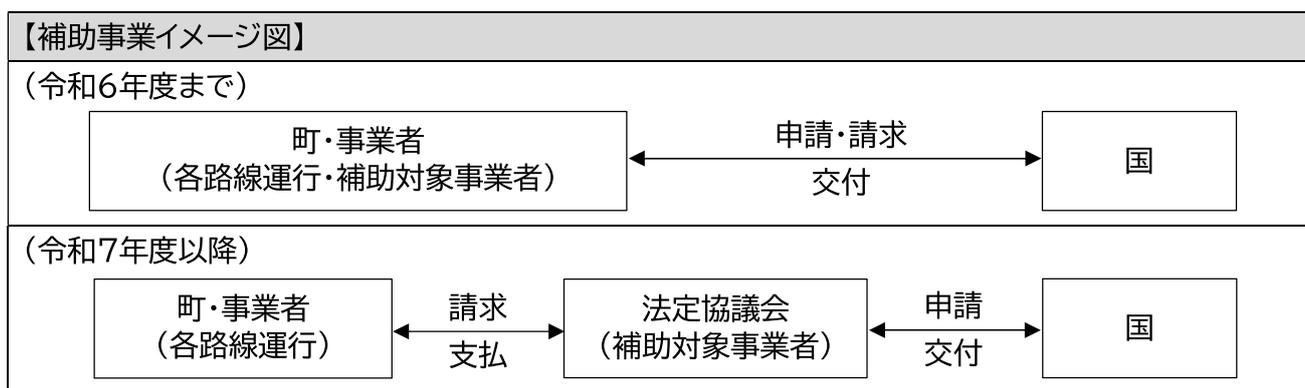
また、会議体の役割（協議内容）や構成メンバーについても、現行の「紫波町地域公共交通会議」から変更はありません。

1 任意団体への移行経緯

現在、各自治体における地域公共交通計画の策定や事業実施に係る費用については国の補助金の交付対象となっており、紫波町ではデマンド型乗合バス（しわまる号）の運行経費の一部について、この補助金を活用しています。

令和6年度までは対象事業を実施する事業者（しわまる号の場合、運行事業者は㈱ヒノヤタクシー）へ当該補助金が国から直接交付されていましたが、先述した補助金交付要綱の改正を受け、令和7年度以降は活性化再生法に基づく法定協議会を通して事業者へ間接交付する仕組みに変更となりました。

そのため、国の補助金の受け入れるにあたり法定協議会名義の口座が必要となりますが、町の附属機関であった場合は財務会計行為が行えないことから、町の付属機関からの独立（任意団体への移行）が必要となっています。



【現行会議と移行後会議の違い】

	現行	移行後
会議名称	紫波町地域公共交通会議 (二法協議会)	同左
根拠法令	道路運送法・活性化再生法	同左
会議体設置根拠	町設置要綱(町附属機関)	団体規約(任意団体)
会計	町歳入歳出予算	団体の収支予算
国補助金の受領	受領できない(※R7~)	受領できる(法定協議会口座)

2 規約・規程の制定

町の附属機関から独立するため、新たに「紫波町地域公共交通会議規約」を令和8年2月3日付で制定するとともに、現在、町の例規として定めている「紫波町地域公共交通会議設置要綱」については、令和8年2月3日付で廃止します。

また、任意団体として補助金の活用、受領、出納など予算を伴う事務を執行するため、「紫波町地域公共交通会議」名義の口座を開設するとともに、事務局規程や財務規程等の各種規程を整備します。監事に就任された委員様には、毎年度会計事務に関する監査を実施していただくこととなります。